

## 経常建設共同企業体競争入札参加資格審査申請の提出要領

### 1 共同企業体の性格

経常建設共同企業体は、中小建設業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条の中小企業者をいう。）が、継続的な協業関係を確保することによりその経営力・施工力を強化する目的で結成する共同企業体とする。

### 2 結成

共同企業体は、2又は3者における自主結成とし、次のとおりとする。

- (1) 1の業者が同一業種において結成できる共同企業体の数は2とする。
- (2) 2以上の業種を有する構成員が結成できる共同企業体の数は、1までとし、業種は重複しないものとする。
- (3) 共同企業体は、資格審査を白山市に申請し、有資格者名簿に登録されるものとする。

### 3 出資比率

構成員の出資比率は、構成員数により最小限度基準を次のとおりとする。

- (1) 2構成員の場合 30パーセント
- (2) 3構成員の場合 20パーセント

### 4 代表者要件

代表者は、構成員において自主的に決定されたものとする。

### 5 資格要件

すべての構成員は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 県内に主たる営業所を有する中小・中堅建設業者であって、白山市の有資格者名簿に登載されている者であること。
- (2) 共同企業体の業種について、建設業法第3条の許可を有しての営業年数が3年以上あること。
- (3) 共同企業体の業種について、原則として、白山市発注工事を元請として施工した実績を有すること。
- (4) 当該業種に係る監理技術者又は主任技術者となることができる者で国家資格を有する者が存在し、原則として、これらの技術者を工事現場ごとに専任で配置し得ること。

### 6 提出書類

- (1) 建設工事競争入札参加資格審査申請書（共同企業体）（石川県様式に準ずる）
- (2) 経常建設共同企業体協定書（甲）（石川県様式に準ずる）

協定の日は、申請以前の日とし、第4条成立の日は申請年度の4月1日、存続期間は「1年」（但し、年度途中における随時に申請する場合は申請年度限り）、解散の時期は「履行後6箇月」とする。

經常建設共同企業体協定書第8条に基づく協定書は、資格審査申請の際には提出する必要はないが、建設工事請負契約締結の際には、3に定める出資比率による第8条に基づく協定書を提出すること。

(3) 各構成員の経営事項審査結果通知書の写し

審査基準日が前々年の10月1日から前年の9月30日までの間にあるものを提出すること。

(4) 各構成員の市発注工事に係る契約書の写し

申請に係る市発注工事で直近のもの1件を提出すること。

(5) 各構成員の最新の白山市入札参加資格審査結果通知書の写し

7 提出時期

書類の提出は、随時に白山市総務部監理課に提出すること。

8 提出部数

(1) 6に掲げる提出書類を1部提出すること。

提出にあたっては、(1)及び(2)を袋綴じし、(3)(4)及び(5)については、個別に提出すること。

(2) 經常建設共同企業体協定書(甲)は、各構成員が各々1通ずつ保有することとし、建設工事請負契約締結の際には、その写しを一部提出すること。